

## 基山町農業委員会会議録

令和5年9月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

### 審 議 事 項

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第22号	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	2件
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時00分

## 令和5年9月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第9回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、4番委員と5番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号 朗読

この件につきましては譲渡人の高齢化による経営規模縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業に従事する者の数や状況についても問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその農作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な農作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく耕作しますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第6区平林地区付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

近隣にはオリーブ農園があります。所有者の圃場は隣接する農地所有者と売買されます。譲受人の圃場は管理され問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第20号について許可し

たいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

議案第20号について、全員一致で決定します。

次に、議案第21号農地法第4条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局より説明をお願いします

### 事務局 議案第21号 朗読

この件につきましては、申請者が農家住宅を建設するために、農地を転用するものです。申請理由は、現在の自宅が、島廻り地区の流通業務施設建設計画に伴い、移転が余儀なくなり、自己所有の815㎡の田を転用し農家住宅の建設を計画したものです。

今回の申請地農地区分要件は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500m。当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の面積に占める、当該区域内の宅地の面積の割合が40%を超える場合は、その割合が40%になるまで円の半径を1kmまで延長した区域内の農地。

申請地は、甘木鉄道立野駅を中心とする半径1kmの円で囲まれる区域内の農地であることから第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)」に該当し、その他の候補地についても検討されましたが、建築基準法の問題等で断念し、住環境にあまり変化がなく、自己農地に近く農作業に影響が出ない当該地を選定されています。周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

隣接する農地の所有者及び耕作者からの承諾書も取られ、水利代表者かの排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

第場所は第7区奈良田集落付近の圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 1 番委員

問題ないと思われます。

### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第21号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第21号について、全員一致で決定します。

次に、議案第22号 農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

**事務局 議案第21号1番 朗読**

この件につきましては、貸し手の要望に伴う賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a 当たり水稻30kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

借受人は家族で耕作されますので、問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第22号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第22号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第22号2番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局 議案第22号2番 朗読**

この件につきましては、貸し手の要望に伴う使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区八辺集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 8 番委員

借受人は手広く農業をされ、今回借り受けされる農地の周辺農地も耕作され、問題ないと思われます。

#### 議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 2 号 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

議案第 2 2 号 2 番は、全員一致で決定します。

次に、報告議案第 1 1 号農地法第 1 8 号の規定による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 報告第 1 1 号 朗読

この件につきましては、貸人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第 1 区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第 1 1 号を終わります。

#### 全員挙手

#### 議 長

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和5年9月1日

署名人

議 長

委 員

委 員